作成日　　令和８年１１月１８日

重大な個人情報の漏えい等事案

１．漏えい等事案の発生日及び発覚日
発生日：令和８年１０月２８日
発覚日：令和８年１１月２日

２．漏えい等事案に係る事実経過：

概要：
令和 8 年 10 月 28 日（水）の児童扶養手当業務の現況届決定結果（約 3,000 人）発送時、本来 A 氏に送付すべき文書（支給停止通知書）を、誤って B 氏への送付文書に同封して発送したことにより、A 氏の個人情報が B 氏に流出したもの。

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：
１０月２８日（水）　通知書発送
１１月２日（月）　B 氏から市への電話により、誤発送を把握

３．漏えい等した情報の内容
郵便番号、住所、氏名、証書番号、支給停止期間、支給停止額、支給停止理由、支給手当額

４．漏えい等した情報の対象人数
１人

５．漏えい等事案の発生原因
年に 1 回の児童扶養手当現況届に伴う、手当証書等の送付については、業務システムから受給者の住所・氏名等が印字された文書を紙で出力後、窓あき封筒に封入し、発送する。
一人の受給者につき、送付文書は 1～3 枚であり、まず、受給者ごとに書類を組み合わせて封入（封は閉じない）し、次に、組み合わせた書類に誤りがないかチェックをした上で封を閉じることとしているが、チェックが不十分であったことから生じたもの。

６．漏えい等事案の発生後の対応

１１月２日（月）	A 氏及び B 氏に電話で謝罪（後日、面会謝罪）
１１月１８日（水）	公表（市政記者への情報提供）

７．漏えい等事案の再発防止のための措置

実施済の措置：

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

引き続き複数人のチェック体制をとりながら、確実なチェックの意識を徹底する。

８．漏えい等事案に関する担当課

こども政策課